

————— 土浦市政にあなたの声を —————

こ ん に ち は 市 長 さ ん

について					
氏名		年齢		職業	
住所	(〒 —)			電話	

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

ご提案ありがとうございました

市民の皆様からお寄せいただいた市政に対するご意見・ご提案は市長が拝見し、市政運営の参考にさせていただきます。回答を希望する方は、住所・氏名を必ずお書きください。

まちづくりに 関する アイデア募集中！

「夢のある、元気のある土浦」の実現に向けた
市民の皆さまからのご提案を
お待ちしております！

—土浦市政にあなたの声を—

市民の皆さまには、日頃より市政運営にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

土浦市は、市民一人ひとりが明るく住みよい豊かな都市の実現に向けた取組みを市民と行政の協働により進めておりますが、そのためには皆さまのまちづくりへの積極的な参加がぜひとも必要です。

皆さまと共に進めていくこれからのまちづくりのために、どうぞ建設的なご意見、ご提案をお寄せくださいますようお願いいたします。

土浦市長

市民の皆様からお寄せいただいた手紙（こんにちは市長さん）は、貴重なご意見として市政運営の参考とさせていただきます。

ただし、提出先の担当部署が明確である場合は、直接担当課へお願いします。また、回答した内容に対する繰り返しのお手紙はご遠慮ください。

なお、内容によっては直接担当課より回答いたします。

※具体的な申請等に関するお問い合わせは、直接担当課へお問い合わせください。こんにちは市長さんでお問い合わせいただいても回答できません。

※ご意見・ご提案に回答できない場合もございますので、ご了承ください。

【回答できないものの例】

- ① 差出人が回答を希望しないもの
- ② 匿名のもの又は虚偽と思われる内容を含むもの
- ③ 誹謗又は中傷に当たる内容を含むもの
- ④ 偏見又は差別的な内容を含むもの
- ⑤ 営利的、政治的又は宗教的性格を有する内容を含むもの
- ⑥ 公序良俗に反する内容を含むもの
- ⑦ 市政又は市の業務とは関係のないもの
- ⑧ 同一又は同様の趣旨の繰り返しであるもの
- ⑨ 市と係争中又は審査請求中の内容を含むもの
- ⑩ 単に意見や議論を求めるもの
- ⑪ 趣旨が不明確なもの



※この手紙は、封筒が差出有効期限内であることを確認し、そのまま投函してください。

※回答を希望する方は、住所・氏名を必ずお書きください。

※回答は3週間以内を目安にしておりますが、内容によりお時間をいただく場合もございます。

なお、すべてのご意見等に対し、回答をお約束するものではありませんので予めご了承ください。

※お寄せいただいたご意見等は、ホームページで公表します。ただし、個人を特定できる情報や個人的なご意見等については、公表しないことがございますので、あらかじめご了承ください。

公表を希望されない方はその旨を明示してください。

お問い合わせ先 市長公室広報広聴課 ☎826-1111（内線2399、2376）